

令和7年度

和賀中央農業水利事業

村崎野支線用水路（その1）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総則

和賀中央農業水利事業 村崎野支線用水路（その1）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、和賀中央土地改良事業計画に基づき、村崎野支線用水路を改修するものである。

2. 工事場所

岩手県北上市藤沢地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 施工延長 L=3,234.88m

施工始点 測点 No. 169+15.38

施工終点 測点 No. 331+10.26

(2) 主要工事内訳

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1) 捨石工 | L=3,086.86m |
| 2) ブロック積改修工 | L= 23.76m |
| 3) 断面修復工 | A= 2.9m ² |
| 4) 付帯工 | 1式 |
| 5) 仮設工 | 1式 |

4. 工事数量

「別紙-1 工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

水路内工事（試験施工含む）は、非かんがい期の9月6日以降でなければ着手できない。

また、仮設盛土については、営農終了後の11月1日以降の着手とする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等101日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-2により、工事の始期及び終期

を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている221日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年2月27日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書1－1－10に規定している現場技術員を配置する。

氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土・礫質土及び粘性土を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

(1) 村崎野幹線用水路（その3）工事（施工期間：令和7年7月～令和8年2月）

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所（別図－1）	交通誘導警備員	昼夜別	備考
A地点（北上市道2002021号線）	1名/日	昼間	交通誘導警備員B
B地点（北上市道2002021号線）	1名/日	昼間	交通誘導警備員B

(3) 交通対策

1) 北上市道2133209号線、2133016号線、2133018号線、2133151号線、2002001号線（1部区間除く）は全面通行止めとする。

2) 北上市道2002021号線は別図－1に示す通り工事範囲を片側通行で計画しているが、

営農車等の通行に支障がないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

(4) 防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書 1-1-44 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書 1-1-36 及び 3-2-2 に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 土取場、建設発生土受入地

(1) 土取場

土取場は、位置図に示す箇所とし、その名称、採取予定量は次のとおりである。

名称	地先名	採取予定量	摘要
土取場	岩手県北上市和賀町藤根6地割	58 m ³	仮設盛土

(2) 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、位置図に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は次のとおりである。

名称	地先名	搬出予定量	摘要
建設発生土受入地	岩手県北上市和賀町横川目8地割	53 m ³	発生土
建設発生土受入地	岩手県北上市和賀町藤根6地割	58 m ³	仮設盛土

(3) 現場発生材受入地

現場発生材受入地は位置図に示す箇所とし、その名称は次のとおりである。

なお、現場発生材受入地は変更する場合がある。

名称	地先名	摘要
現場発生材受入地	岩手県北上市鍛冶町1丁目11-58	鋼材等

2. 除雪工

除雪は降雪深が 10cm に達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保を予定している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は別図－2に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (5) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。
なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 石材

再生クラッシャーラン RC-40

単粒度砕石 3号（30～40mm）

(2) コンクリート二次製品

コンクリート積ブロック

(3) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラング° (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比W/C(%)	セメント の種類に よる記号	摘要
無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	B B	防草コンクリート

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ [°] (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比W/C(%)	セメント の種類に よる記号	摘要
無筋 コンクリート	18	8	40	65以下	B B	天端コンクリート 基礎コンクリート 隔壁コンクリート 底張りコンクリート

※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

(4) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

(5) 柵類

種類	支柱間隔 (mm)	支柱寸法 (mm)	摘要
転落防止柵標準型 コンクリートブロック建込型	3,000	φ60.5×3.2×1100	

(6) 断面修復材

断面修復工で使用する材料は、下表の品質規格を満足する材料を使用するものとする。

試 験 方 法 等		規 格 値	
付着強度試験	JSCE-K 561 供試体の被覆厚さ 20mm を 標準とする。 水中条件における養生条 件：供試体作成後、温度 20 ± 2℃、相対湿度 60 ± 10%で7日間気中養生後、 脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1.5N/mm ² 以上
		多湿条件	
		低温条件	
		水中条件	1.0N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件	
温冷繰返し条件			
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28日養生)	圧縮強度 21.0N/mm ² 以上	
長さ変化率試験	JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の 養生条件：温度 23±2℃、 湿度 50±5%	2日間養生後に脱型した長さを基長 とし、材齢28日の長さ変化率が 0.05%以下	
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4週間	中性化深さ 5mm以下 (中性化速度係 数 18mm/√年以下)	
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上	

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
コンクリート	配合報告書・試験成績書
コンクリート積ブロック	カタログ・試験成績書、構造計算書
目地材	カタログ・試験成績書
溶接金網	品質証明書
砕石類	試験成績表、粒度分析表
エラスチックフィラー	カタログ・試験成績書
転落防止柵（格子フェンス）	カタログ、試験成績書、割付図
アンカーブロック	カタログ・試験成績書
土木用シート	カタログ・試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検 査 項 目	備 考
断面修復材	空袋数量	施工完了後、空袋等の確認を行う。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板	t=22mm	金ヶ崎町
砕石類	再生クラッシャーラン RC-40 単粒度砕石 3号	北上市

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔確認	備考
共通工事	コンクリートブロック積み（裏込め工含む）	厚さ	初期施工段階で1箇所		
	砕石基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
	コンクリート付帯構造物、コンクリート基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
	指定仮設工 仮設道路	延長、幅	設置完了時点で1箇所		
補修工	下地処理工	外観、付着強度	初期施工段階で1箇所		
	断面修復工	長さ、幅及び厚さ、外観	初期施工段階で1補修箇所		

※遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎材等

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
コンクリート殻（無筋）	(株)スパット北上	北上市稲瀬町上台648	8時～17時	再資源化施設業者
廃プラスチック（土木シート等）	(株)北日本環境保全鬼柳工場	北上市上鬼柳3-64-1他	8時～17時	再資源化施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

5. 構造物撤去工

工事施工上支障となる既設構造物は、事前に撤去対象物を検測し、撤去数量を監督職員に報告のうえ撤去するものとする。

6. 土工

(1) 掘削及び床掘

- 1) 掘削及び床掘土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て、建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- 2) 埋戻し及び盛土に流用する材料を仮置きする場合は、雑物混入防止、流亡防止等適正に管理しなければならない。
- 3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるよう均等にまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

7. 捨石工

(1) 準備工

水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去する。

(2) 捨石工

- 1) 捨石工の施工に当たっては、バックホウによる施工とするが、NO. 273+17.32～NO. 279+10.00 の区間については片側交互通行を計画していることから、ラフタークレーンによる施工を計画しており、これによりがたい場合は施工機械について監督職員と協議するものとする。
- 2) 締固めは、人力により均一にまきだしを行い振動ローラ（ハンドガイド式）により一層の締固め仕上り厚さ 30 cm程度とし、締固め回数は3回程度とする。

(3) 施工管理

捨石工の設計厚は平均洗堀深 14cm で計画している。また、水路勾配にあわせ施工するものとし既設帯工に摺付けることとする。

8. ブロック積改修工

(1) 既設ブロック積取壊し

既設ブロック積取壊しは人力施工にて計画しているが、事前に高架及び架空線との離隔を確認し、施工方法について変更が生じる場合は監督職員と協議するものとする。

(2) ブロック積

- 1) コンクリートブロック積の施工上、法高の調整、屈曲部、隅部の取付等で規格のブロックの使用が不適な場合は監督職員の承諾を得て、現場打ちコンクリートで施工するものとする。
- 2) 水抜孔は、硬質ポリ塩化ビニル管を3m²に1箇所割合で設置しなければならない。

9. 断面修復工（左官工法）

(1) 準備工

- 1) 補修箇所に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去する。

2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理および水替え等について監督職員と協議するものとする。

3) 降雨や降雪対策、洗浄水等の飛散防止、直射日光や強風による表面の乾燥ひび割れの防止、養生温度の確保のため、必要に応じ、水路上部にビニールシート等による養生工を設置する。

(2) 下地処理工

1) 高圧・超高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。

また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

2) 標準洗浄圧は 14.7MPa を想定しているが、高圧・超高圧洗浄機等の使用に先立ち、試験施工を行い、第 10 章 2. (1) 1) ③品質管理に示す付着強度を満足する水圧を確認し監督職員に報告しなければならない。

(3) 断面修復工

1) 断面修復箇所・範囲の特定

下地処理後、断面修復工を施工する箇所と範囲を特定し、構造物の耐力に影響を与えないように、コンクリートのはつり方法を決定するものとする。

2) 修復工

ローラー、金コテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。施工に際しては、温度管理を行い、必要に応じて寒中対策又は暑中対策を行うものとする。

3) 養生

断面修復後は、直射日光、強風、降雨や外気温の影響を避け、適切な手法及び期間の養生を行うものとする。

10. 付帯工

(1) 転落防止柵

1) 転落防止柵は図面に示す区間について施工するものとするが、現地に合致しない場合は監督職員と協議しなければならない。

2) 部材同士の間隔が 15cm 未満となるよう施工しなければならない。

11. 現場発生材

現場発生材の撤去に当たっては、現場発生材受入地への搬入前に検量等を行い、現場発生材報告において重量を報告しなければならない。

なお、検量方法及び検量結果の確認方法については監督職員と協議により決定する。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は次によらなければならない。

1) 水路補修工の施工管理（出来形管理、撮影管理、品質管理）については、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】令和 5 年 3 月」により実施するもの

とする。

①出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
下地処理	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所割合で処理面を目視確認する。50m 未満は 2 箇所確認する。
断面修復工 (左官工法)	長さ	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。
	幅	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。
	厚さ	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とし、1 箇所につき 4 点測定する。 但し、小規模補修（概ね 1 m ² 未満）は 1 点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各補修箇所を目視確認する。
	面積	基準値：- 規格値：施工面積 ≥ 設計面積	各施工面積について展開図又はその他の方法により測定（求積）する。

②撮影管理

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種	撮影基準	撮影箇所
下地処理	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所割合で撮影する。50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値（左右側壁及び底版）を撮影する。
断面修復工 (左官工法)	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所割合で撮影する。50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。

③品質管理

品質管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
下地処理	付着強度	単軸引張試験	個々の値が 1.0N/mm ² 以上	下地処理後500m ² ごとに 2 箇所（左右側壁）、1 箇所当たりの試験数は 3 個

工 種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
断面修復工 (左官工法)	圧縮強度試験	JSCE-K561 試験体：円柱 供試験体(φ 50mm×100mm) を1回につき 3本採取。作 成1日後に脱 型し、材齢28 日まで20℃± 2℃の水中養 生	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作製時期：断面修復工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度： 施工延長概ね50～100 mごとに1回

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- (1) 現地精査により数量に変更が生じた場合。
- (2) 現場状況等により構造及び工法、材料に変更が生じた場合。
- (3) 地下埋設物（埋設文化財を含む）が出現した場合。
- (4) 第三者及び関係機関との協議等により変更が生じた場合。
- (5) 土質及び地質の変化により、仮設方法等の変更が生じた場合。
- (6) 関連工事との調整により変更が生じた場合。
- (7) 濁水処理及び湧水処理の必要が生じた場合。
- (8) 公共事業関係調査の対象となった場合。
- (9) 遠隔確認の試行を行う場合。
- (10) コンクリートブロック積改修工に変更が生じた場合。
- (11) 気象状況により除雪、雪寒仮囲い等が必要となった場合。
- (12) 第 12 章 5. (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）に基づく確認により変更が生じた場合。
- (13) その他

第 12 章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（3）V E 提案書の提出

1）受注者は、（2）の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2）発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3）受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4）V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

（4）V E 提案の適否等

1）発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2）また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3）発注者は、V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4）発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る乙の提案）の規定に基づくものとする。

5）発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6）前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

7）V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8）発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。また、V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記 6）の V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）V E 提案書の使用

受注者の V E 提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一

一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数※1

※1 補正係数：1.2

7. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰もが働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) 1) (ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

9. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、

8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。
 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休2日 [現場閉所1週間に 2日以上]	月単位の週休2日 [現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上]
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区分	補正係数
		月単位
コンクリートブロック積工		1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
構造物取壊し工	人力	1.02

10. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

11. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他職種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準と

の乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施し円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「別紙－4 出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

15. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成

績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第13章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 掘削工				
掘削	粘性土 高速道路	式	1	
掘削	粘性土 国道4号付近	式	1	
土砂等運搬	高速道路仮設ヤード	式	1	
埋戻	粘性土 高速道路 B<1.0m	式	1	
床掘り	粘性土 高速道路市道掘削	式	1	
土砂等運搬	高速道路仮設ヤード	式	1	
埋戻	粘性土高速道路市道掘削 箇所埋戻し 2.5m ≤ B<4.0m	式	1	
(2) 盛土工				
流用土盛土	国道4号 B<1.0m	m ³	1	
(3) 整形仕上げ工				
法面整形		m ²	17	
基面整正		m ²	76	
荒仕上げ		m ²	64	
(4) 作業残土処理工				
土砂等運搬	No. 208～横川目	式	1	
土砂等運搬	No. 331+6.5～横川目	式	1	
整地		式	1	
2. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工	高速道路			
コンクリート構造物取壊し	なし	m ³	7.1	
石積み取壊し		m ²	60	
殻運搬		m ³	17	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）		m ³	17	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)構造物取壊し工	国道4号線上流			
コンクリート構造物取壊し	なし	m ³	0.5	
石積み取壊し		m ²	4.5	
殻運搬		m ³	1.3	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）		m ³	1.3	
(3)既設転落防止柵撤去				
転落防止柵撤去		m	39	
現場発生材運搬	運搬距離10kmまで	ton	0.37	
3. 水路付帯工				
(1)付帯施設工				
蓋掛け工	2600×1000	枚	3	
蓋掛け工	3200×1000	枚	7	
あと施工アンカー		本	20	
(2)安全施設工				
土砂等運搬	横川目	式	1	
整地		式	1	
床掘り		式	1	
コンクリート	防草コンクリート	m ³	5.2	
型枠	防草コンクリート	式	1	
横断・転落防止柵	ビーム式・パネル式	m	188	
転落防止チェーン	SUS 3段 支柱間隔1.0m	箇所	2	
溶接金網		m ²	31	
目地板		m ²	2	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
4. 擁壁工				
(1)コンクリートブロック工	東北自動車下			
基礎砕石	RC-40 t=15cm	m ²	25	
基礎コンクリート	18N-8-40BB	m ³	4.2	
コンクリートブロック積工	練積	m ²	58	
裏込砕石		m ³	21	
天端コンクリート	18N-8-40BB	m ³	3	
隔壁コンクリート	18N-8-40BB	m ³	1.5	
型枠	無筋コンクリート	式	1	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m ²	4	
水抜きパイプ	薄肉管VU 径50 長4.0m	箇所	20	
(2)コンクリートブロック工	国道4号線上流			
基礎砕石	RC-40 t=15cm	m ²	2.3	
基礎コンクリート	18N-8-40BB	m ³	0.4	
コンクリートブロック積工	練積	m ²	4	
裏込砕石		m ³	1.4	
天端コンクリート	18N-8-40BB	m ³	1	
隔壁コンクリート	18N-8-40BB	m ³	0.5	
型枠	無筋コンクリート	式	1	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m ²	2	
水抜きパイプ	薄肉管VU 径50 長4.0m	箇所	2	
(3)水路底張り工	東北自動車下			
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下	m ²	45	
コンクリート	18N-8-40BB	m ³	6.9	
型枠	無筋コンクリート	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m ²	1	
溶接金網	φ6×200×200	m ²	44	
水抜きパイプ	薄肉管VU 径75 長4.0m	箇所	14	
(4)水路底張り工	国道4号線上流			
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下	m ²	7.6	
コンクリート	18N-8-40BB	m ³	1.3	
型枠	無筋コンクリート	式	1	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m ²	1	
溶接金網	φ6×200×200	m ²	7.6	
水抜きパイプ	薄肉管VU 径75 長4.0m	箇所	2	
5. 道路復旧工				
(1)安全施設工				
視線誘導標	撤去	本	8	
視線誘導標	復旧	本	8	
6. 根固め工				
(1)捨石工				
捨石	9m以下(砂利舗装区間)	m ³	1,060	
捨石	9mを超え24m以下,あり (アスファルト舗装区 間)	m ³	21	
埋戻	単粒度砕石	m ³	1,081	
7. 補修工				
(1)高圧洗浄工				
高圧洗浄工	ブロック修復 14.7Mpa	m ²	2.500	
高圧洗浄工	隔壁修復 14.7Mpa	m ²	0.400	
(2)断面修復工	ブロック修復			
断面修復工	無機系被覆材	m ²	2.500	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(3)断面修復工	隔壁修復			
断面修復工	無機系被覆材	m ²	0.400	
直接工事費（仮設工）				
1. 仮設工				
(1)安全費				
交通誘導警備員		人	4	
(2)仮設ヤード造成	高速道路			
安定シート		m ²	359	
殻運搬・処理	廃プラスチック類	m ³	1.0	
流用土盛土	仮設ヤード 4 m以上	m ³	32	
掘削	仮設ヤード撤去	式	1	
土砂等運搬	仮設ヤードから藤根	式	1	
整地		式	1	
(3)仮設ヤード造成	国道4号			
安定シート		m ²	84	
殻運搬・処理	廃プラスチック類	m ³	0.3	
流用土盛土	仮設ヤード 4 m以上	m ³	20	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	66	
掘削	仮設ヤードから撤去	式	1	
土砂等運搬	仮設ヤードから藤根	式	1	
整地		式	1	
(4)除雪工				
除雪工	仮設ヤード	m ³	34	
2. その他				
(1)運搬費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
運搬費				
運搬費				
仮設材輸送	仮設ヤード	式	1	
(2)技術管理費				
技術管理費	積上げ			
技術管理費				
品質管理試験	付着強度試験（下地処理後）	箇所	1	
噴射圧力試験		箇所	1	

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合 : 掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合 : 送付資料

(記載例)

(○) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

(記載例)

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。
なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
- 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

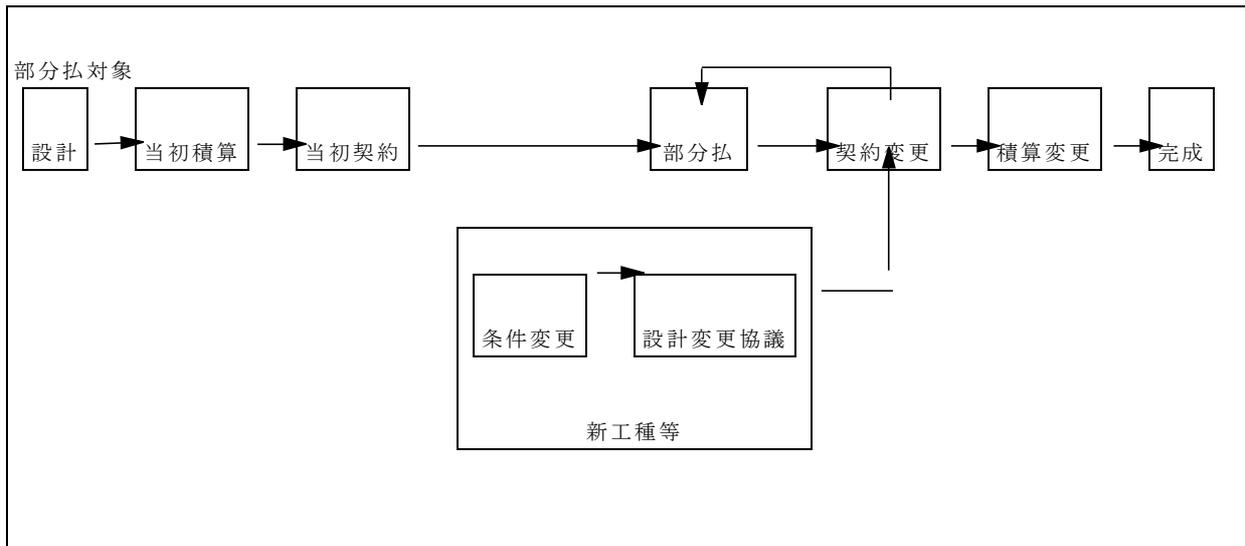
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の¹⁾内の文を記載するものとする。

(記載例)

(○) 一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書 of いずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。
なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成21年4月1日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

- ※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。
別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。
- ※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。
- ※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (I)

¥ (工事請負契約書第35条第4項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座 名義		

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (Ⅱ)

¥ (工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前 払 金 請 求 額 ¥
- 3. 受領済前払金額 ¥
- 4. 未受領前払金額 ¥

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口 座 名 義		

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ¥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。(請負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過)の場合)

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

交通誘導警備員 配置図、現場搬入道路

別図-1

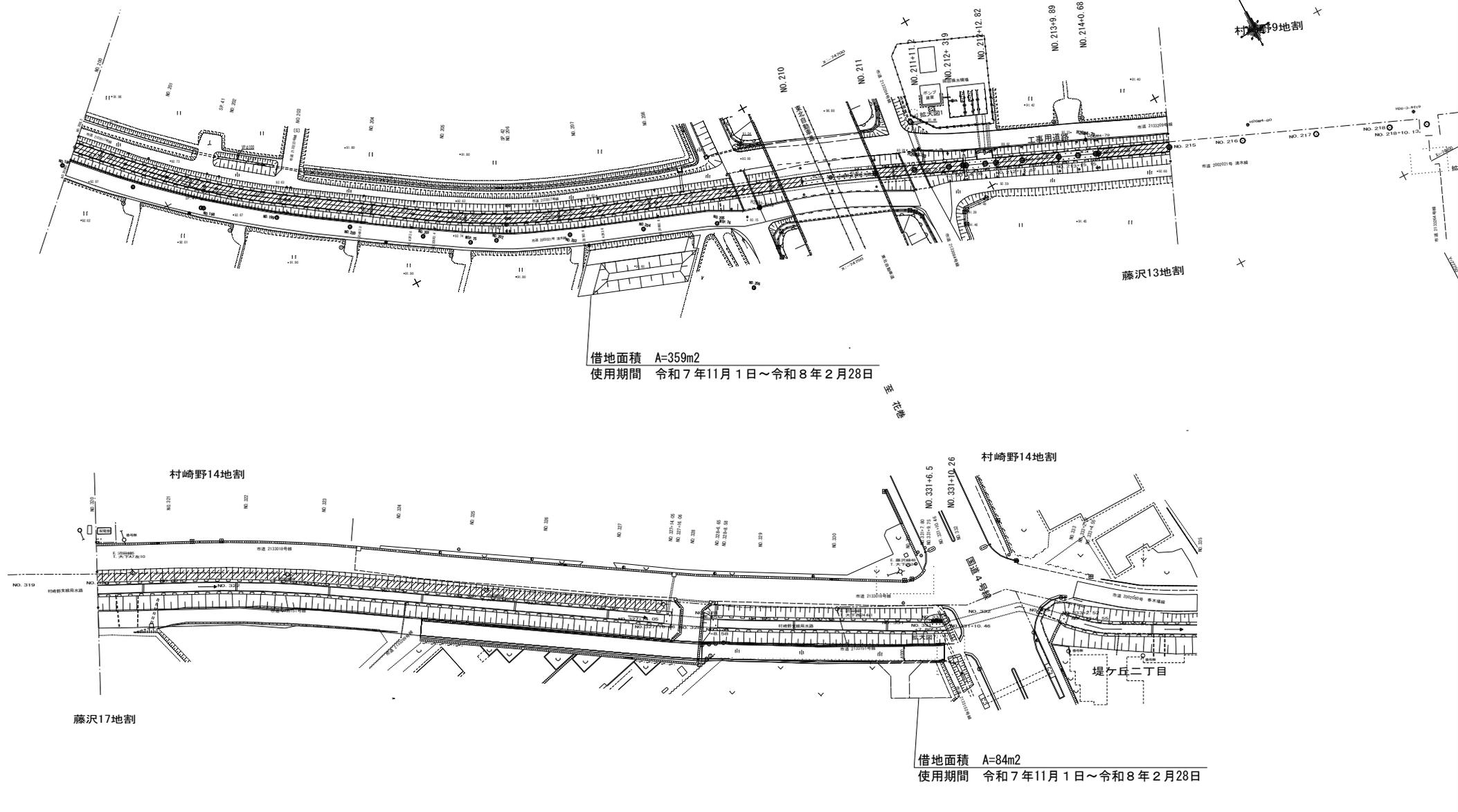


配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	備考
A地点 No.274+14.93付近	1名/日	昼間	交通誘導警備員B
B地点 No.296付近	1名/日	昼間	交通誘導警備員B

用地図

S=1/500

別図 - 2



借地面積 A=359m²
使用期間 令和7年11月1日～令和8年2月28日

借地面積 A=84m²
使用期間 令和7年11月1日～令和8年2月28日

工事名	令和7年度 和賀中央農業水利事業 村崎野支線用水路(その1)工事		
図面名	用地図		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 和賀中央農業水利事業所		

令和7年度 和賀中央農業水利事業
村崎野支線用水路(その1)工事

図面目録

番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2 - 1/11	平面縦断図 (1/11)	1	
2 - 2/11	平面縦断図 (2/11)	1	
2 - 3/11	平面縦断図 (3/11)	1	
2 - 4/11	平面縦断図 (4/11)	1	
2 - 5/11	平面縦断図 (5/11)	1	
2 - 6/11	平面縦断図 (6/11)	1	
2 - 7/11	平面縦断図 (7/11)	1	
2 - 8/11	平面縦断図 (8/11)	1	
2 - 9/11	平面縦断図 (9/11)	1	
2 - 10/11	平面縦断図 (10/11)	1	
2 - 11/11	平面縦断図 (11/11)	1	
3	標準断面図	1	
4 - 1/2	ブロック改修計画図 (1/2)	1	
4 - 2/2	ブロック改修計画図 (2/2)	1	
5	ブロック補修図	1	
6	転落防止柵構造図	1	
7	蓋掛工構造図	1	
8	仮設計画図	1	
小計		19	
合計		19	